

東北自動車道
八幡平スマート I C家屋事前調査

特 記 仕 様 書

令和 8 年 9 月

東日本高速道路株式会社 東北支社
盛岡管理事務所

目 次

第1章 総則

1－1	調査等概要	1
1－2	適用する諸基準	1
1－3	テクリスへの登録	2
1－4	履行期間	2
1－5	資料の貸与	3
1－6	受注者相互の協力	3
1－7	計画工程表	4
1－8	調査等打合簿の作成及び提出について	4
1－9	成果品	4
1－10	保安に関する事項	5
1－11	環境保全に関する事項	5

第2章 業務細部に関する事項

2－1	業務の内容	6
2－2	適用すべき諸基準等	6
2－3	現地踏査	6
2－4	家屋事前調査	6
2－5	打合せ	7
2－6	材料費	8
2－7	交通費・宿泊費	8
2－8	成果品に関する細部事項	8

第3章 補足事項

3－1	現地の立ち入りについて	9
3－2	設計図書の変更及び追加が予想される内容	9

提出書類の様式

様式－1	履行期間通知書	10
様式－2	計画工程表	11

第 1 章 総則

1－1 調査等概要

1－1－1 調査等名 東北自動車道 八幡平スマート I C 家屋事前調査

1－1－2 路線名 東北縦貫自動車道弘前線

1－1－3 調査範囲 自) 岩手県八幡平市細野（５５１．８６０ＫＰ）

至) 岩手県八幡平市星沢（５５２．７６０ＫＰ）

1－1－4 主な履行内容

家屋事前調査	現地踏査	1	業務
家屋事前調査	木造建物	24	棟
家屋事前調査	非木造建物	4	棟
家屋事前調査	打合せ	1	式

1－2 適用する諸基準

契約書第 1 条に規定する「調査等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和 8 年 7 月版とし、「用地関係調査仕様書（令和 6 年 10 月版）」（以下「標準仕様書」という。）の第 2 編 地盤変動影響調査等業務標準仕様書及び第 4 編 用地関係調査業務の発注に係る秘密保持に関する標準特記仕様書を適用するものとする。適用区分は次のとおりとする。

名 称	適用区分
調査等共通仕様書	1－17－6 「身分証明書交付願」以外の項目
用地関係調査仕様書	調査等共通仕様書の適用区分に定められている事項を除く

1－3 テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書 1－12－4「テクリスへ登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が 100 万円以上の調査等について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日（以下「休日等」という。）及び共通仕様書 1－3「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

- （１）受注時は、受注者が設定した業務の始期から 15 日以内
- （２）登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から 15 日以内
- （３）完了時は、完了届提出日の翌日から 15 日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が 15 日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

1－4 履行期間

本業務は、共通仕様書 1－13「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から 10 日以内に、履行期間通知書（様式－1）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 90 日間（まで）

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から 360 日間（まで）

※全体履行期間は余裕期間を含む日数

1-5 資料の貸与

共通仕様書 1-15-1「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。なお、履行期間中業務においては貸与予定日であり、変更がある場合は別途監督員より通知する。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
路線測量成果品	東北自動車道 八幡平スマートIC路線測量	契約締結の日の 翌日より7日以内	電子データ
詳細設計成果品	東北自動車道 八幡平スマートIC詳細設計	契約締結の日の 翌日より7日以内	電子データ

※上記の日数は土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、12月29日から翌年1月3日まで、夏期休暇（3日）を除く

1-6 受注者相互の協力

共通仕様書 1-20「受注者相互の協力」に示す「隣接または関連の調査等の受注者」は下表のとおりとする。なお、下表は現時点のものであり、変更が生じた場合は監督員より通知する。

工事名または調査等業務名	履行期間	受注者	発注機関	備考
黒沢川河川付替工事（仮称）	令和8年10月1日～ 令和11年8月31日 （予定）	未定	岩手県	隣接施行
防雪柵設置検討業務（仮称）	令和8年10月1日～ 令和9年3月31日 （予定）	未定	八幡平市	隣接施行

1-7 計画工程表

1-7-1 計画工程表の記載事項

共通仕様書 1-14-1 「作業計画書の提出」(2) に示す作業計画書中の計画工程表(本特記仕様書様式-2)の作成にあたっては、下記の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者との協議の上変更することができるものとする。

計画工程表は本特記仕様書 1-5 「資料の貸与」に示す資料の貸与時期、共通仕様書 1-22 「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討の上作成するものとし、これらの事項は計画工程表に記載するものとする。

種 別	項 目	備 考
家屋事前調査	現地踏査	
	木造建物	
	非木造建物	
	打合せ	
	成果品作成	

1-7-2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は共通仕様書 1-22 「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告をするとともに、共通仕様書様式第 1-4 号「調査等打合簿」に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書 1-14-3 「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いを受注者と監督員との協議の上決定するものとする。

1-8 調査等打合簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書 1-22 「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後 7 日以内(休日等を除く)に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後 7 日以内(休日等を除く)に受注者へ返送するものとする。

1-9 成果品

共通仕様書 1-45-1 「成果品」によらず下記の通りとする。

- (1) 受注者は、業務完了届提出の概ね 30 日前までに、成果品をとりまとめた上で調査等打合簿にて監督員へ報告するものとする。
- (2) 成果品は、設計図書及び監督員の指示に従って作成し、提出しなければならない。
- (3) 報告書等の成果品の作成にあたっては、各章各節によるほか、将来の安全や維持管理の観点から、道路の計画・設計・施工・維持管理など(当該調査等以降に実施される業務)に配慮すべき事項について整理し、とりまとめるものとする。なお、これに要する費用については、関連項目に含むものとする。

1-10 保安に関する事項

1-10-1 調査等車両の運行

現道を走行する調査等車両は、交通関係法令（道路交通法、道路運行車両法、道路法）を遵守するものとする。

1-10-2 調査用車両の区別

受注者は、調査等に使用するすべての車両に関し、以下に示す表示を行わなければならない。
なお、表示内容の変更を監督員が指示した場合、受注者はその指示に従わなければならない。

東北自動車道 八幡平スマートIC家屋事前調査 調査用車両 受注者名（□□）
--

材質：耐水合板、強化プラスチック、

布製又はラミネート加工した印刷物等

色彩：下地黄色、文字黒色

寸法：前部表示板

乗用車等：A4サイズ

トラック、ダンプ等：A4サイズ

後部表示板

トラック、ダンプ等：30cm×90cm

その他の全車両：A4サイズ

字体：丸ゴシック体（受注者名の文字の大きさは、
他の文字より大きめにする）

□□：調査用車両の通し番号

1-11 環境保全に関する事項

1-11-1 騒音等に関する配慮

受注者は、調査等業務に伴う及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて作業を行わなければならない。

1-11-2 環境保全に関する費用

1-11「環境保全に関する事項」の費用については諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 業務の内容

本業務は、（仮称）八幡平スマートIC新設事業に伴い、事業損失調査の一環として周辺家屋の状況調査を行うものである。

2-2 適用すべき諸基準等

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書及び共通仕様書による他、標準仕様書「第2編 地盤変動影響調査等業務標準仕様書」によるものとする。なお、本特記仕様書及び上記諸基準に疑義が生じた場合は、速やかに監督員に連絡し、その指示に従わなければならない。

2-3 現地踏査

現地踏査とは、本業務の着手に先立ち、調査地域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握することをいう。なお、共通仕様書1-25「合同現地踏査」のとおり、現地踏査に監督員も同行するものとする。

2-4 家屋事前調査

家屋事前調査とは、調査対象箇所における「建物等の配置及び現況」について調査を行い、成果品を取りまとめることをいう。

（1） 建物等の区分

建物調査における建物等の区分は、下表のとおりとする。

区 分	構 造
木造建物	主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）が主として、木材によって建築されている建物
非木造建物	主要構造部が主として、木材以外の材料によって建築されている建物（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、石造、コンクリートブロック造等）

（2） 木造建物の用途による区分

区 分	判断基準
木造建物A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの。
木造建物B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの
木造建物C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、附属家、その他これらに類するもの。ただし、倉庫、車庫、附属家等で附帯工作物として取り扱うことが相当なものを除く。

(3) 非木造建物の用途による区分

区 分	判断基準
ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの ただし、倉庫等で附帯工作物として取り扱うことが相当なものを除く。

(4) 面積及び調査箇所による区分

工種名称	区 分	1 棟当りの調査規模 (建物延べ床面積)	備 考 (調査箇所)
木造建物 A、B 及び C	1 (a)	70 m ² 未満	内部調査
	1 (b)	70 m ² 未満	外部調査
	2 (a)	70 m ² 以上 130 m ² 未満	内部調査
	2 (b)	70 m ² 以上 130 m ² 未満	外部調査
	3 (a)	130 m ² 以上 200 m ² 未満	内部調査
	3 (b)	130 m ² 以上 200 m ² 未満	外部調査
	4 (a)	200 m ² 以上 300 m ² 未満	内部調査
	4 (b)	200 m ² 以上 300 m ² 未満	外部調査
	5 (a)	300 m ² 以上 450 m ² 未満	内部調査
	5 (b)	300 m ² 以上 450 m ² 未満	外部調査
	7 (a)	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	内部調査
	7 (b)	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	外部調査
非木造建物 ハ	1 (a)	200 m ² 未満	内部調査
	1 (b)	200 m ² 未満	外部調査
	3 (a)	400 m ² 以上 600 m ² 未満	内部調査
	3 (b)	400 m ² 以上 600 m ² 未満	外部調査

(5) 建物延べ床面積

設計図書にて明記している建物延べ床面積については、調査時に現地で実測を行うものとし、区分の変更が必要な場合については、監督員と受注者とで協議するものとする。

2-5 打合せ

打合せ回数は、業務内容確認検査及び完了検査を含め 4 回とし、打合せの検測数量は 1 式とする。監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要がある場合の取扱いには監督員と受注者とで協議の上決定するものとする。

打合せ場所は、東日本高速道路株式会社盛岡管理事務所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。

2-6 材料費

材料費は家屋事前調査を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、補償コンサルタント登録規定（平成 15 年 4 月 28 日国土交通省告示第 458 号）第 7 条に定める完成業務原価報告書科目のうちトレース印刷費（図面、報告書等の成果品作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽画焼付、製本、写真代）及び消耗品費（用紙、ファイル、フィルム等の購入費）を計上するものとする。

2-7 交通費・宿泊費

（1）交通費・宿泊費（現地踏査及び外業）

交通費・宿泊費（現地踏査及び外業）とは、家屋事前調査の現地踏査及び外業に必要な交通費・宿泊費のことをいう。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

（2）交通費・宿泊費（打合せ）

交通費・宿泊費（打合せ）とは、家屋事前調査に関する打合せに必要な交通費・宿泊費のことをいう。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

また、ウェブ会議システム等を活用して打合せを実施する場合の交通費・宿泊費についての取扱いは監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

2-8 成果品に関する細部事項

（1）報告書の製本にあたっては、表紙は黒色とし金文字とする。

（2）成果品の作成にあたっては、共通仕様書、標準仕様書の第 2 編 地盤変動影響調査等業務標準仕様書及び本特記仕様書 1-9「成果品」によるものとする。なお、成果品の提出部数については、共通仕様書及び標準仕様書の第 2 編 地盤変動影響調査等業務標準仕様書によらず、下表のとおりとする。

項目	監督員	NEXCO総研	備考
報告書（紙）	1 部	—	
報告書（電子データ）	2 部	1 部	

第3章 補足事項

3-1 現地の立ち入りについて

現地踏査、家屋調査に伴い現地に立ち入る場合には、事前に監督員と十分な打合せを行うものとする。

3-2 設計図書の変更及び追加が予想される内容

- (1) 地元協議の結果及び関係機関との協議の結果に基づく、業務内容の変更及び追加。
- (2) 現地踏査及び家屋調査に伴う、業務内容の変更及び追加。

様式－1

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 東北支社
支社長 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

調査等名 東北自動車道 八幡平スマートIC家屋事前調査

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2－1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

2－2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

3－1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3－2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3－3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日) (3－2. 受注者が設定した業務の終期)

